

# 後期高齢者医療制度の保険料率が変わります

新潟県後期高齢者医療広域連合では、平成20年度の制度開始からこれまで保険料率を据え置いてきましたが、今後、被保険者数や医療給付費などの増加が見込まれることから、被保険者の負担をできる限り抑制するために、広域連合決算剰余金と新潟県に設置している財政安定化基金を活用したうえで、平成30年度から保険料率の引き上げを行いました。

※1人当たりの保険料賦課限度額は、中低所得者の保険料負担の軽減を目的として、平成30年度以降57万円から62万円に引き上げました

## 【問合せ】

市民課 国保年金係 ☎773-6661  
 新潟県後期高齢者医療広域連合  
 業務課 資格保険料係 ☎025-285-3222

## 平成30・31年度の保険料率

	平成28・29年度の保険料率	平成30・31年度の保険料率	引き上げ額 (率)
均等割額 (年額)	35,300円	36,900円	1,600円
所得割率	7.15%	7.40%	0.25%

## 保険料の決まり方 (年額)

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。前年中の総所得金額や世帯の所得状況などにより決まります。

平成30年度の保険料額と納付方法は、7月中旬にお知らせします。

均等割額 36,900円	+	所得割額 (前年中の総所得金額－基礎控除額33万円)×7.40%	=	年間保険料額 (限度額62万円)
-----------------	---	-------------------------------------	---	---------------------

(保険料は、100円未満切り捨てになります)

## 保険料の軽減 (申請手続きは不要です)

平成29年中の所得状況に応じて、保険料を軽減します。

### 均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて「均等割額」を軽減します。

軽減割合は、同一世帯内の被保険者と世帯主(被保険者でない人も含む)の所得金額などの合計により判定します。5割・2割軽減については軽減の対象者を拡充しました。

### 均等割額の軽減対象判定基準

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額などを合計した額		軽減後の均等割額	
33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他各種所得なし)の場合	9割軽減	3,690円/年
	上記以外の場合	8.5割軽減	5,535円/年
33万円 + (27.5万円×世帯の被保険者数) 以下の場合		5割軽減	18,450円/年
33万円 + (50万円×世帯の被保険者数) 以下の場合		2割軽減	29,520円/年

### 均等割額軽減判定時の年金所得計算方法

年金収入－公的年金等控除額－特別控除15万円(65歳以上のみ※)＝年金所得

※前年12月31日現在の年齢

## 所得割額の軽減は廃止しました

平成29年度は低所得者について所得割額が一律2割軽減されていましたが、平成30年度から軽減措置は廃止しました。

## 制度加入前日において被用者保険の被扶養者であった人への軽減

会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者で、制度加入の前日において保険料負担のなかった人は、保険料の「均等割額」が5割軽減され、「所得割額」はかかりません。

※市町村国保や国保組合は対象外です

- ・世帯の所得が、「均等割額の軽減対象判定基準」にも該当する場合は、いずれか軽減率の大きいもののみが適用されます。
- ・平成31年度以降は、資格取得後2年間まで5割軽減(3年目以降は軽減なし)となります。